

事務所概要

オールフォーワングループ 概要



All For One オールフォーワングループ



国松司法書士法人 行政書士国松偉公子事務所 オールフォーワン土地家屋調査士事務所



いつも身近に。
私たちは「あなた」の法律パートナーです。



事務所サイト



Philosophy

経営理念

「オールフォーワングループは、
お客さまに永遠に頼っていただける道標となり、
お客さまの肉体的、精神的、経済的、社会的健康に
貢献します」

互いに尊重しあえるパートナー企業とともに
その先のお客さまへ
付加価値の高いサービスを提供します

悩みを抱えたお客さまへはベストソリューションを、
不安を抱えたお客さまへは明るい未来を、
多忙なお客さまへは時間を提供し、
楽しく健康的な人生を歩んでいただけるよう
サポートします

グループそのものが観光地となるよう、
改善、刷新、創造を繰り返します

全メンバーが誇りと自信を持って
継続的かつ安定的に働くことができる
職場づくりを行います

代表
国松 偉公子



略歴

昭和41年	神戸市生まれ
昭和60年 3月	兵庫県立神戸高校卒業
平成 2年 3月	大阪大学卒業
平成 2年 4月～平成 3年 8月	民間企業勤務
平成 6年	司法書士試験合格
平成 7年 1月～平成11年12月	首都圏大手司法書士事務所勤務
平成12年 4月	東京都国分寺市内に司法書士事務所開業
平成12年12月	成年後見人名簿・後見監督人名簿登載
平成15年 7月	認定司法書士試験合格、簡易裁判所代理権付司法書士となる
平成28年 1月	行政書士試験合格
平成28年 2月	民事信託士検定合格
平成28年 4月	行政書士 国松偉公子事務所開業
平成28年 7月	測量士補試験合格
平成31年 2月	土地家屋調査士試験合格
平成31年 4月	オールフォーワン土地家屋調査士事務所（国松）開業
令和 3年12月	国松司法書士法人設立（個人事務所を法人化）

グループサイト



（東京司法書士会所属）

YouTube

国松偉公子の相続相談室



／チャンネル登録をお願いいたします！／

事務所名 国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所

代表者 国松 偉公子

所在地 東京都国分寺市本町三丁目8番12号
エクシードビル4階
【最寄駅】 JR線・西武線・国分寺駅 北口より徒歩4分

電話 042-300-0255

FAX 042-300-0256

E-mail office@kunimatu.jp

営業時間 月～土 9:00～18:00

休業日 日・祝日

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
国分寺市本町三丁目8番12号 エクシードビル4階 ☎042-300-0255

JR線・西武線
国分寺駅北口より
徒歩4分



LINE公式アカウント
友だち募集中！
お役立ち情報をお届けします

相続遺言
専門サイト



Check

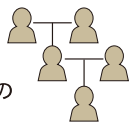
サイト内の
「後見DE貢献」
では
成年後見人制度の
情報をご
紹介しています。
ぜひご覧ください。

後見DE貢献
～後見人支援～

個人の方の法律相談

相続手続

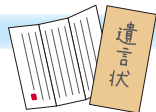
- ・どこから手をつければいいの？
- ・戸籍の収集は大変って聞いたけど本当？
- ・相続放棄、時間が経っちゃったけどどうしよう！？
- ・不動産の相続登記や預貯金の解約、株や投資信託の名義変更、保険の請求・・・色々あって大変！
- ・要らない土地を国に引き取ってもらえるって本当？
- ・空き家を売るのを手伝ってほしい！



単発でもOK、相続手続丸ごと代行サービス(遺産整理)という形式でも手続きをお受けできます。

遺言作成支援・遺言執行

- ・お子さんがいない
- ・揉めずにスムーズに相続できるようにしたい
- ・家業を継がせたい子がいる
- ・再婚で複雑な事情がある



遺言を書いたほうが望ましい方の遺言作成のサポートをしたり、私共が遺言執行者になり、遺言の内容を実現するお手伝いをします。

家族信託

- ・認知症になっても家族が預金を動かせるようにしたい
- ・認知症になっても不動産をスムーズに売却したい
- ・認知症になってもマンションの大規模修繕をしたい



家族で自由度の高い財産管理ができるのが家族信託の特長。さまざまなバリエーションで信託スキームをご提案します。

法定後見(新：補助の制度)・任意後見

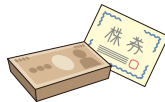
- ・認知症になったら後见人(補助人)には誰がなるの？
- ・認知症になる前に後见人を選んでおくにはどうすればいいの？



ご本人に身寄りがなく、親族が疎遠あるいは高齢のときは、私共が後见人(補助人)になることが多いです。法律関係が複雑なときは、親族後见人(補助人)と一緒に私共も後见人(補助人)になり、サポートさせていただきます。

財産管理・見守り

- ・頭はしっかりしているけれど体が弱っているときの困った！
- ・認知能力や体調の把握で不測の事態に備えたい
- ・後見監督人、特別代理人、相続財産清算人、不在者財産管理人等への就任
- ・個人や法人の法務顧問としてのサポート



私共は財産管理マスターとして認定されており、日々研鑽を積んでいます。さすがはプロ！と言われるような財産管理を目指しています。

死後事務

- ・親族がいない・親族と絶縁している
- ・親族と疎遠である・親族が遠方にいる

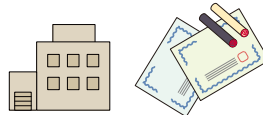


いわゆる「おひとりさま」といわれる身寄りのない方の葬儀、埋葬、永代供養、親族や関係者への連絡、家財道具の処分、行政や各種機関への届け出、各種支払を行います。

企業の方の法律相談

会社法人に関する登記

- ・会社設立・本店移転
- ・役員、商号変更・債権譲渡登記
- ・目的の変更・動産譲渡登記
- ・定款の見直し・事業承継



建設業許可

- ・建設業許可申請・決算変更届
- ・変更・更新・経営事項審査
- ・国、都道府県、市町村入札参加資格申請

宅建業免許

- ・宅地建物取引業免許新規申請
- ・更新・各種変更届

各種許可申請業務

- ・車庫証明・自動車名義変更・廃車
- ・相続土地国庫帰属サポート
- ・古物商許可・旅行業登録
- ・農地法第3条、4条、5条関係
- ・産業廃棄物収集運搬業許可
- ・解体工事業登録・電気工事業登録
- ・飲食店営業許可・貸金業登録
- ・住宅用太陽光パネルの名義変更



不動産の登記・測量の相談

土地建物の権利に関する登記

- ・不動産を売買したとき、贈与したとき
- ・不動産の共有を解消したい
- ・離婚したので不動産を分与したい
- ・不動産に抵当権を設定したい
- ・土地の利用権(地役権・地上権・賃借権)を設定したい



建物の表示に関する登記

- ・建物を新築したとき
- ・未登記建物を相続したとき
- ・建物を取り壊したとき
- ・建物を改築したとき
- ・土地分筆により所在が変更となったとき
- ・マンションなどを建てたとき
- ・区分建物を取り壊したとき



土地の表示に関する登記・測量に関する業務

土地の測量全般 確定測量

- ・将来の相続に備えて土地の境界を確定しておきたいとき
- ・土地を売却するために測量をする必要があるとき

土地に関する登記

- ・相続で土地を分けたい、まとめたいとき
- ・登記簿の面積が実際と違うので直したいとき
- ・畑から宅地に地目が変更となったとき



国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所

初回相談無料
出張可 成約時は出張料無料

予約電話 ☎ 042-300-0255

受付時間 月～土 9:00～18:00 要予約

E-mail office@kunimatu.jp メール24時間OK

✓ お電話およびメール
または下記サイトより
相談予約受付中です。



お問い合わせフォームにてどうぞ

まずはお気軽にお問い合わせください。担当のスケジュールを確認し、ご相談日程とお時間を確保いたします。

✓ 専門家による無料相談

当事務所の専門家が、親切・丁寧をモットーにご相談をお伺いいたします。プライバシー厳守ですので、安心してご相談ください。



当事務所の相談業務 5 つの特徴

- 1 初回相談は無料(出張可・成約時は出張料無料)
- 2 プライバシー厳守の打ち合わせルーム完備
- 3 土業の守秘義務により、相談秘密厳守
- 4 経験豊富な専門家が直接面談します
- 5 幅広い相談に対応します

✓ ご提案とお見積りの提示

●ご提案 ●お見積り書の提示 ●スケジュール作成
もちろん無理な営業もいたしませんので、ご安心ください。

お気軽にお問い合わせください。